

講師料、原稿料支払い基準

1 講師料

1) 会員外

- ① クラスⅠ（教授級）・・・・・・・・・66,666 円
- ② クラスⅡ（准教授級）・・・・・・・・・55,555 円
- ③ クラスⅢ（講師級）・・・・・・・・・33,333 円

2) 会員・・・・・・・・・・・・・・・・・30,000 円以内

2 取り決め事項

- 1) 会員外の「クラス別講師料」については、前例及び一般状況を判断し、その都度、協議のうえ決定する。
- 2) 講師料は原則として1講義90分を基準とする。
- 3) 講師が執筆する研修会テキストの原稿料及び資料関係は、講師料に含むものとする。
- 4) 旅費は別途支給する。
- 5) 日臨技、各都道府県技師会役員は、「会員」と同様の扱いとする。
- 6) 講師料の支払い方式は「会員外」外税方式、「会員」は内税の方式で算出する。